



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

<速報>第196回国会（7月22日閉会）において成立した主な法律の概要をご紹介します。

◆働き方改革関連法(2019年4月から順次施行)

- ・**時間外労働の上限規制**の導入
月45時間、年360時間を原則とし、臨時的特別の事情がある場合でも年720時間、月100時間未満、複数月平均80時間を限度とする（**罰則規定あり**）。
- ・**インターバル制度**（終業から始業まで一定の急速時間を確保するよう企業に努力義務）や**産業医の機能強化**
- ・**年次有休取得の付与義務化**
年10日以上の有休が与えられた労働者に年間5日の有休を消化させるよう使用者に義務付ける（**罰則規定あり**）
- ・**高度プロフェッショナル制度**（年収1075万円以上の一部専門職を労働時間規制から外す）の創設
- ・**同一労働同一賃金**
正社員と非正規労働者の不合理な待遇差の禁止し、待遇に関する説明の義務化

◇民法（相続関係）改正・遺言書保管法

（2018年7月13日公布・公布の日から1年以内に施行）

- ・配偶者の居住権を保護するための**配偶者短期居住権**、**配偶者居住権**、遺産分割前に預貯金の一部の払戻を認める**預貯金の仮払制度**等の創設
- ・**法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設**
→**法務局で自筆証書遺言を保管する**ほか、遺言者の死亡後、全国の法務局で遺言書の有無や内容が確認できるようになります。**法務局で保管した自筆証書遺言は家庭裁判所による検認手続が不要**となります。
- ・相続人以外の者が療養・看護等を行った場合その貢献を考慮するため、**特別寄与制度**を創設

◆商法（運送・海商法関係）改正(2018年5月25日公布)

商法の運送・海商法の分野が大改正され、現代化（ひらがな表示）・統一化されました。特に物品運送契約に関しては、①**荷送人の危険物通知義務の新設**、②**運送人の損害賠償責任**（高価品の特則の適用除外・運送人の責任原則）、③**運送人の損害賠償責任の消滅**（運送品の受取による責任消滅）等大きく改正されていますので、企業は契約書、リスク管理、業務手順の確認が必要となってきます。

◇消費者契約法の一部改正(2019年6月15日施行)

- ①取り消しうる不当な勧誘行為の追加等
消費者の「**経験不足**」、「**加齢による判断力低下**」の利用行為、**靈感等による告知等**を追加
- ②無効となる不当な契約条項の追加等
- ③事業者の努力義務の明示

◆子ども・子育て支援法一部改正法(2018年4月1日施行)

保育制度の充実を目的として会社や事業主が従業員厚生年金納入時に同時に徴収される「**子ども・子育て拠出金**」について、その率の上限が**0.25%**から**0.45%**に改定されました。

◇不正競争防止法等の改正(2018年5月30日公布)

- ・不正競争防止法の一部改正
パスワード等で管理されたデータが保護対象に追加され、データが不正に取得された際の差止請求
- ・工業標準化法の一部改正

「日本工業規格(JIS)」を「**日本産業規格(JIS)**」に改め、罰金刑の上限を1億円に引き上げ

- ・特許法改正の一部改正

特許料の軽減措置を全ての中小企業に拡充

◇特定複合観光施設区域整備法（カジノIR実施法）

（2018年7月27日公布・公布の日から3年以内に施行）

- ・特定複合観光施設区域（IR区域）とは、カジノ施設及び(1)国際会議場施設、(2)展示施設等、(3)我が国の伝統、文化、芸術など生かした公演等による観光の魅力増進施設等をいう。
- ・カジノはIR区域の**延床面積の3%以下に制限**
- ・入場回数制限は「7日間に3回+28日間で10回」
- ・入場料は6,000円
- ・**3箇所**をIR区域として認可（7年経過後見直し）
- ・IR設置運営事業者は、売り上げの**30%**を、国と認定都道府県・政令指定都市に半分ずつ納付

◆国際観光旅客税法の創設(2019年1月7日施行)

- ・観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保する税の創設
- ・徴収方法：チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客から**出国1回につき1,000円を徴収**（2019年1月7日以降の出国に適用）

◇災害救助法の改正(2019年4月1日施行)

- ・災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、都道府県の権限を**救助実施市に指定された政令指定都市に委譲**し、救助実施市は自らの事務として被災者の救助を行うことが可能に。

◆改正五輪特別措置法(2018年6月20日施行)

- ・**2020年に限り国民の休日を移動**：海の日を五輪開会式前日の7月23日(木)へ、体育の日を開会式の日24日(金)へ、山の日を開会式翌日の8月10日(月)へ移動

◇「体育」を「スポーツ」に改称する二法

- ・「体育の日」を「**スポーツの日**」に改称（国民の祝日に関する法律の一部改正法・2020年1月1日施行）
- ・「国民体育大会」を「**国民スポーツ大会**」に改称（スポーツ基本法の一部改正法・一部2023年1月1日施行）

◆健康増進法の一部改正(2020年4月1日施行)

- ・受動喫煙防止のため、学校・病院・児童福祉施設等及び行政機関の敷地内での喫煙禁止等を規定
- 《以上、成立したばかりの法律を速報形式でご紹介しました。正確な内容については当事務所までご照会下さい。》

法務トピックス

「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」公表

経済産業省は、民間事業者等が、データの利用等に関する契約やAI技術を利用するソフトウェアの開発・利用に関する契約を締結する際の参考として、契約上の主な課題や論点、契約条項例、条項作成時の考慮要素等を整理したガイドラインを策定しました。本ガイドラインは**データ編**と**AI編**からなっており、**当事者が契約で定めておくべき事項等を参考として示しています**。詳細は、経済産業省ウェブサイトを参照下さい。（2018年6月15日・経済産業省）